

議案第18号 三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【趣 旨】

指定介護予防支援は地域包括支援センターのみが指定を受けることができるが、令和5年改正法において、令和6年4月1日から指定居宅介護支援事業者も介護予防支援の指定を受けることができるようになった。

上記の改正を踏まえ、受益者負担の原則のもと、市が指定する他サービス事業と同様に介護予防支援の指定申請等に係る手数料を徴収することとするため、当該条例の一部を改正するもの。

【内 容】

指定介護予防支援の指定申請を行った事業者に対し、下表の手数料を徴収する。

申請区分	手数料（円/1件）
新規指定	14,000円
指定更新	7,000円

※金額は地域密着型介護予防サービス事業所の指定申請に係る手数料と同額。

【施行期日】

公布の日

【予算措置】

介護保険事業特別会計に介護事業所指定事務手数料として歳入予算措置
（会計）介護保険事業特別会計－（款）使用料及び手数料－（項）手数料
－（目）手数料－（節）介護事業所指定事務手数料

【その他】